

令和8年4月1日

建築営繕課企画営繕担当

営繕工事の猛暑による作業不能日数の取扱いについて

1 要旨

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑についてあらかじめ考慮した工期設定を行うものとし、取扱いを下記のとおりとする。

2 猛暑による作業不能日数の対象

猛暑による作業不能日数(以下、「作業不能日数」とする)の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)が31以上となった時間とする。

3 作業不能日数の計上方法等について

作業不能日数については、過去の観測値に基づき、以下のとおり当初工期に見込むものとする。

(1) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)の8時から17時までとし、猛暑による作業不能日数の対象に該当する時間を、過去5年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。(小数点以下第一位を四捨五入する。)

(参考)環境省全国の暑さ指数(WBGT) https://www.wbgt.env.go.jp/doc_trendcal.php

(2) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、猛暑による作業不能日数の対象に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。)が当初工期より著しく乖離する場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。